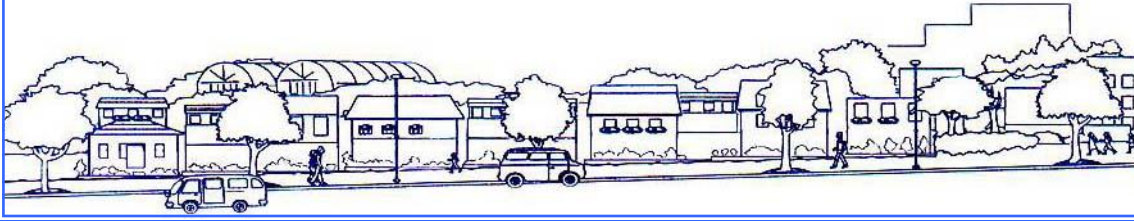


北小岩一丁目東部地区

**No.35**

2009/4/6

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735

まちづくり懇談会を開催しました

日ごろより区政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

3月22日（日）小岩アーバンプラザで、まちづくり懇談会を開催いたしました。たくさんの方にお越しいただきまして、ありがとうございました。

今回は懇談会の内容やご意見について主なものを掲載いたします。

当日の内容

- ・ 移転補償について
- ・ 建物調査（補償算定調査）について
- ・ 今後の進め方について
- ・ 質疑応答（今回の内容について）
- ・ 意見交換



移転補償について

移転補償金の内容の説明と事例をもとにした補償金額の紹介をおこないました。詳細は懇談会資料をご参照ください。

建物調査（補償算定調査）について

希望される方を対象に建物調査（補償算定調査）を行います。ご希望の方は是非お申し込みください。詳細は懇談会資料をご参照ください。

今後の進め方について

まちづくりは、住民と区が車の両輪のようにならなければ、うまくいきません。今後は、18班全体に、区がまちづくり案を提案して皆さまから意見・要望をいただき、その意見等を集約した成果を作成し、皆さまに提案することを繰り返し行うことで、より良いまちづくりをしていきたいと思っております。

質疑応答

- ・ 今回の調査は概算額ということだが、実際の査定との関係はどうか。
→現在区で予定しているスケジュール（実態として移転していただく時期）での補償概算額を算定して提示します。また、事業開始後に再査定を行い、本提示を行います。

- ・実際の仮住居費用が補償金より高くなってしまった場合、追加で補償してくれるのか。
→北小岩周辺で現在住んでいる居住面積に応じた仮住居を探した場合どれだけの費用がかかるか調査をし、その平均費用を補償させていただきます。超えた分については、皆さまの負担になりますが、今までの事例では、ほとんどの方は補償金内で探せています。
- ・年数がたてば建物の補償金下がるということだが、仮に、今、賛成をした場合、事業が延びたとしても金額はそのまま固定されるのか。
→賛成反対関係なく同一の基準で補償をするため、今賛成したから金額が固定されるということはありません。
- ・仮住まい中の固定資産税はどうなるのか。
→土地は、仮住まい中でも皆さまの権利として残るので、固定資産税はかかります。建物は、除却をするため、固定資産税はかかりません。
- ・なぜ、今、建物調査をしないといけないのか。
→補償金が分からないと将来の生活設計が不安だという皆さまの声に応えるために行います。



意見交換

- ・話がどうどうめぐりでなかなか進んでいかない。時間を無駄にしてほしくない。
- ・テーマを設けるなど、会議ごとに内容の方向付けをするような形式をとるのはどうか。
- ・(反対する方に対して) 反対するのは個人のことでいいが、今は頭から反対と言っているだけである。「こういうことであれば反対はしない」というようなラインを示していくべきではないか。
- ・反対の方は時間がかかってもいいだろうが、賛成の方(とくに高齢の方)は時間がかかると困る。
- ・国のボーリング調査の結果が判明次第、教えてほしい。
- ・まちづくり事務所で相談窓口をつくり、建物調査などの相談にのってほしい。
- ・今回は「懇談会」ということだが、内容は「説明会」である。会議の名称が実態とあっていない。
- ・事業決定もしていないのに補償の調査や先行買収をすることは税金の無駄使いでは。
- ・現在「緩傾斜堤防」の整備を行っているが、あれは意味があるのか。また、「緩傾斜堤防」があれば「スーパー堤防」は不要なのでは。
→(国)「緩傾斜堤防」は、計画規模の洪水に必要な堤防の断面を確保するためのものです。これに対し「スーパー堤防」は、計画規模を超える洪水がきたときに壊れないようにするものです。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係 TEL 5662-6735

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

